

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

現行		改正		改正理由
目次		目次		
第1章 総則(第1条-第4条)		第1章 総則(第1条-第4条)		
第2章 安全衛生管理体制(第5条-第14条)		第2章 安全衛生管理体制(第5条-第14条)		
第3章 安全衛生対策		第3章 安全衛生対策		
第1節 危険又は健康障害の防止(第15条-第21条)		第1節 危険又は健康障害の防止(第15条-第21条)		
第2節 機械器具等の届出及び検査(第22条-第24条)		第2節 機械器具等の届出及び検査(第22条-第24条)		
第3節 就業に当たっての措置(第25条-第29条)		第3節 就業に当たっての措置(第25条-第29条)		
第4節 健康の保持増進(第30条-第34条)		第4節 健康の保持増進(第30条-第34条)		
第4章 雑則(第35条・第36条)		第4章 雑則(第35条・第36条)		
附則		附則		
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)		
事業場	組織及び施設	事業場	組織及び施設	
府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、グローバルイノベーション研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、グローバル教育院(府中)、府中図書館、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)及び環境リーダー育成センター	府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、グローバルイノベーション研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、グローバル教育院(府中)、府中図書館、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)及び卓越リーダー養成機構	

小金井地区
本部(小金井)、工学研究院、グローバルイノベーション研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、工学部、グローバル教育院(小金井)、小金井図書館)、先端産学連携研究推進センター、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)及び放射線研究室(工学部事業所)

小金井地区
本部(小金井)、工学研究院、グローバルイノベーション研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、工学部、グローバル教育院(小金井)、小金井図書館)、先端産学連携研究推進センター、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター及び放射線研究室(工学部事業所)

別表第2(第6条、第7条、第9条関係)

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	事務局長	総務部総務課長
グローバルイノベーション研究院	グローバルイノベーション研究院長	研究推進部研究支援課長
工学府	工学府長	小金井地区事務部事務局長及び専攻長等
農学府(連合農学研究科含む)	農学府長	府中地区事務部事務局長及び専攻長等
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	小金井地区事務部事務局長及び専攻長等
グローバル教育院	グローバル教育院長	学務部学生総合支援課長
図書館	図書館長	研究推進部学術情報課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究推進部研究支援課長

別表第2(第6条、第7条、第9条関係)

組織、施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	事務局長	総務課長
グローバルイノベーション研究院	グローバルイノベーション研究院長	研究支援課長
工学府	工学府長	小金井地区事務部事務局長、専攻長等
農学府(連合農学研究科含む)	農学府長	府中地区事務部事務局長、専攻長、コース長等
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	小金井地区事務部事務局長、専攻長等
グローバル教育院	グローバル教育院長	学務課長
図書館	図書館長	研究支援課長
先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究支援課長

保健管理センター	保健管理センター所長	学務部学生総合支援課長	保健管理センター	保健管理センター所長	学務課長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	研究推進部学術情報課長	総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	総務課長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究推進部研究支援課長	学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究支援課長
科学博物館	科学博物館長	総務部総務課長	科学博物館	科学博物館長	小金井地区事務部事務長
環境安全管理センター	環境安全管理センター長	総務部総務課長	環境安全管理センター	環境安全管理センター長	総務課長
放射線研究室	放射線研究室長	府中地区事務部事務長 (農学部事業所) 小金井地区事務部事務長 (工学部事業所)	放射線研究室	放射線研究室長	府中地区事務部事務長 (農学部事業所) 小金井地区事務部事務長 (工学部事業所)
環境リーダー育成センター	環境リーダー育成センター長	学務部学生総合支援課長	卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	学務課長

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。